

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から56年6月まで

昭和54年12月に退職後、妻が私の国民年金の加入手続を行い、妻の分と併せて納付組織経由で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、国民健康保険の加入手続と同時に申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているとおり、申立人は昭和54年12月に国民健康保険に加入しており、申立人が居住していた自治体では、国民健康保険の加入手続に来た者に対して、国民年金の加入手続を行うように指導していたことから、その主張は不合理ではない。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金被保険者資格の再取得日と同日の昭和54年12月29日に任意加入から強制加入に種別変更している上、申立期間の国民年金保険料を納付済みであることから、夫婦同時に手続を行い、保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立人が主張する国民年金保険料の納付方法は当時の状況と一致している上、申立人は申立期間を除くと未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年8月まで
申立期間以前から年度当初に免除申請の手続を必ず自分で行っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除くと保険料の未納は無く、厚生年金保険と国民年金の複数回の切替手続も適切に行っていることなどから、年金に関する意識が高かったと言える。

また、申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、退職後の平成11年12月に国民年金に再加入し、国民年金保険料の免除申請を行った際、市役所の女性職員から、毎年手続を行わなければ保険料は免除されないと聞いたため、必ず年度当初に免除申請手続を行っていたと述べているとおり、申立期間直前の同年12月から14年3月までの保険料は申請免除されている上、平成12年度及び13年度分の免除申請は年度当初に行っていることから、申立期間についても免除申請を行ったとする申立人の主張は自然である。

さらに、平成12年度から14年度までの市民税・県民税課税台帳兼決議書を見ると、申立人の所得が毎年減少していることが確認できる上、申立期間に係る審査基準となる13年分の所得は全額免除の所得基準以下となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年10月から4年3月まで
②平成6年4月から同年11月まで

申立期間①については、大学2年生だった平成3年10月ごろ、当時居住していた市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の免除申請を行ったため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②については、平成6年3月に転入先の市役所で国民年金の手続を行った際、対応した職員から「これから学生ではなく、働くのだから、免除申請はできない。保険料を納付してもらおう。」と説明を受けたため、免除申請をした記憶は無く、また、申立期間の国民年金保険料は、母親が毎月市役所で納付してくれていたため、申立期間が免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、大学2年生だった平成3年10月ごろ、当時居住していた市役所で国民年金の加入手続をし、同時に免除申請を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は4年11月ごろに払い出されたと推測されることから、このころ加入手続を行ったと考えられ、この時点では、申立期間にさかのぼって免除申請を行うことはできない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない上、申立期間の国民年金保険料が申請免除されていたことを示す関連資料（日記、通知等）は無い。

2 申立期間②について、平成6年分の源泉徴収簿を見ると、社会保険料控除額欄に8万7,600円が計上されており、当時、申立人は、その父親の政府管掌健康保険の被扶養者であったことから、当該金額は国民年金保険料であったと考えられ、申立期間②の保険料額とほぼ一致する。

また、申立人が記憶する申立期間②当時の月額保険料は、実際の保険料額とほぼ一致する上、当時、申立人の母親は、市役所の近くの事業所でパートタイマーとして働いていたことから、その母親が昼休みに市役所で申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人及びその母親の主張は不自然ではない。

さらに、申立人は申立期間①の6か月を除き未納は無く、その母親も未納が無いことから、納付意識は高かったと考えられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は、20年12月27日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月1日から20年12月まで

昭和12年4月から29年までA事業所に勤務しているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、17年6月1日から同年12月1日までの6月間と、20年12月17日以降の期間しか厚生年金保険の記録が無いということである。

勤務していた期間と相違しているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年12月27日までの期間について、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、上述の被保険者名簿の被保険者手帳記号番号から、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の厚生年金保険の被保険者記録が発見されたことから、申立人が、当該期間、当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年12月27日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、70円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年12月1日から19年10月1日までの期間については、A事業所が保管する健康保険労働者年金保険被保険者資格喪失届から、17年12月1日に申立人が「雇員昇格」したために被保険者資格を喪失させた旨の記載が確認できるほか、申立人は、「A事業所では、工作機械の設計の業務を担当していた。」としていることから、申立期間当時の労働者年金保険が男子筋肉労働者を被保険者の対象としていたことを勘案すると、当該期間、申立人が被保険者の対象とならなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和17年12月1日から19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA事業所における資格取得日は、昭和30年1月9日、資格喪失日は、同年2月9日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和30年1月9日から同年2月9日まで
(A事業所)
②昭和39年6月1日から同年7月1日まで
(B事業所)
③昭和39年8月2日から40年8月2日まで
(B事業所)
④昭和46年11月1日から48年4月1日ころまで
(C事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、それぞれの事業所で勤務し、厚生年金保険料を払っていたと記憶しているため、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の被保険者記録が発見され、当該記録は、昭和30年1月9日に被保険者の資格を取得し、同年2月9日に同被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、「当時、会社名は覚えていないが、牛乳やバター等を作る工場で働いたことがあり、会社はDのEにあった。」と述べており、この申立人の主張は、申立期間当時、A事業所において被保険者記録が確認できる同僚が証言した当該事業所の仕事内容及び所在地と一致している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認することができ、A事業所の事業主は、申立人が昭和30年1月9日に被保険者資格を取得し、同年2月9日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人のことは、覚えている。申立期間も勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間当時、B事業所に勤務していたことを推認することができる。

また、申立人は、「昭和40年8月1日に子どもが熱を出したため急きょ仕事を休み、翌日出勤したところ、会社から解雇された。私と同様に、同年8月1日に急きょ仕事を休んだ同僚も翌日に解雇されている。」と述べており、当該同僚は、「昭和40年8月2日に解雇されるまでB事業所に勤務していたが、自分の被保険者資格の喪失日が39年8月1日となっており、当該事業所での記録が1か月しかない。」と証言している。

さらに、申立人及び上述の同僚は、健康保険被保険者証を解雇される日まで所持していたと主張しており、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人及び同僚の健康保険被保険者証の返納日は40年9月7日と記載されており、資格喪失日から約13か月後に返納されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係るB事業所における昭和39年7月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間③における申立人に係る保険料の納付及び還付義務を履行したか否かについては、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所では

なくなっている上、後継事業所を特定することができず、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、B事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人は、「B事業所が経営するFは昭和39年7月1日にオープンし、前月の同年6月は研修期間として勤務していた。」と述べているところ、社会保険庁の記録では、B事業所は昭和39年7月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚についても、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録は無く、B事業所が厚生年金保険の新規適用を受けた日（昭和39年7月1日）に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事務担当者とは連絡が取れず、当時の事業主の孫からは、「当時の事業主は既に死亡しており、厚生年金保険の加入記録を確認できる資料は無い。」との回答を得た。

申立期間④について、複数の同僚の証言から、申立人がC事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当時の事務担当者は、「申立人のことはよく覚えているが、申立人はC事業所で入退社を繰り返しており、いつの期間、いつまで勤務していたのかは分からない。」と述べており、申立人が申立期間④に勤務していたことを確認できる証言は得られなかった。

また、申立人は、「C事業所を退職後、すぐにGに勤務し、Gにいたときに離婚し、子どもの親権者を自分にする届出を行った。」と主張しており、申立人の戸籍謄本では、昭和47年9月28日に離婚及び親権者を申立人とする届出が行われていることが確認できる。このことから、昭和47年9月ころ以降の期間については、既にC事業所を退職しGで勤務していたことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和46年11月1日に被保険者資格を喪失し、同日後の同年11月26日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年2月から4年1月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、3年2月から4年1月までの期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和61年6月1日から62年7月31日まで
(A事業所)
②平成3年2月1日から4年2月29日まで
(B事業所)

申立期間①について、A事業所の代表取締役をしていた当時、総支給額は毎月定額であった。社会保険庁の記録によると、総支給額より低い標準報酬月額が記録されている。

申立期間②について、社会保険事務所の職員が自宅に来た際に、取締役をしていたB事業所での標準報酬月額が引き下げられていることを知った。

どちらの申立期間の標準報酬月額についても、社会保険事務に関与していないため、総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、平成3年2月から4年1月までは、50万円と記録されていたところ、B事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年2月29日）の後の同年3月7日付けで、3年2月から4年1月までの標準報酬月額が30万円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間②当時、B事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「Cの業務に就いており、社会保険業務には関与していない。」としている上、当該事業所の当時の代表取締役は、「申立人は社会保険事務に関与していないと思う。社会保険事務は非常勤の事務員が担当していたと思う。滞納保険料があったことは記憶している。」とし

ており、当時の非常勤の事務員は、「自分は非常勤職員であり、自由に会社の印鑑を使用できる立場ではなかった。社会保険事務は、代表取締役が担当しており、申立人は関与していないと思う。」としていることから、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年2月から4年1月までは50万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①については、社会保険庁の記録によると、A事業所は、昭和62年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年8月21日付けで、申立人の標準報酬月額が61年6月から62年6月までが59万円から28万円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間①当時、A事業所の商業登記簿謄本に記載されている二人の代表取締役のうちの一人名であったことが確認できる上、社会保険事務所が管理するA事業所の被保険者名簿からも、申立人は事業主として記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「自分は現場で仕事をしており、もう一人の代表取締役が事務担当の代表取締役であった。ほかに事務担当の従業員を雇っており、その従業員からこまめに報告は受けていた。」としており、また、もう一人の代表取締役は、「社会保険事務手続は事務担当の従業員が行っており、後で報告を聞くぐらいであった。申立人と事務担当者が会社の清算まで行った。」としているが、当該事務担当の従業員は、「社会保険事務は自分一人が担当しており、申立人の資格喪失の手続は自分が行ったと思う。しかし、標準報酬月額の訂正処理は行っていない。社会保険事務に限らず、私に決定権はなかったし、会社の印鑑も自由に使える立場ではなかった。何についても必ず二人の代表取締役に逐一報告していた。給与等に関しては、二人の代表取締役が決めていたと思う。」としていることから、申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人はA事業所の代表取締役として、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る遡及訂正処理^{そきゅう}に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年6月から9年8月までの標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年9月30日まで

A事業所の取締役として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって下げられているが、当時75万円くらいの給料だったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年6月から9年8月までは、59万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成9年9月30日)の後の同年10月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が59万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の代表取締役は「申立人は、設計の仕事が主で、社会保険事務の責任者ではなかったし、彼に代表者印を預けたことは無かった。私が、社会保険労務士と連絡を取って標準報酬月額の減額訂正手続きをしたのだと思う。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、減額訂正処理が行われた平成9年10月2日には、別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A事業所の当時の従業員は、「申立人は、会社の倒産の前に居なくなってしまった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年6月から9年8月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

静岡国民年金 事案 1010 (事案 219 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年10月まで

私は、昭和35年に結婚し、36年に国民年金制度が始まったころ、町内の婦人会の方から、将来のために加入したほうがよいと勧められて国民年金に任意加入した。

保険料は婦人会の方が自宅に集金に来てくれて納付していたことを覚えているのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、国民年金加入手続に係る記憶は明確でなく、申立期間に係る保険料の集金を行っていた婦人会の担当者の氏名は覚えているが、当該集金人については、申立期間後の47年7月ごろまでは前任者が集金を担当していたことから、申立人の加入時期に関する記憶が申立期間当時のものとは特定できない。また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年11月28日に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録に係る記載も41年11月から任意加入したとされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同月であったと考えられ、その時点では、任意加入の対象期間である申立期間についてはさかのぼって被保険者となり得ず、保険料を納付することができないため、既に当委員会の決定に基づき平成20年6月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに国民年金被保険者検認整理票を提出しているが、当該整理票には、年度等の記載は無いものの、昭和42年8月に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫の名前があることから、申立期間当時使用されていたものではないと推測される。

また、申立人は、昭和 47 年度国民年金保険料とりまとめ書及び申立期間当時の近隣住民の国民年金手帳の検認記録の写しを提出しているが、いずれも申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料とは言えない。

さらに、今回の意見陳述の過程で、申立人は、平成 6 年の日記に、社会保険事務所に年金記録の確認に行った際、昭和 37 年 8 月に国民年金に加入した記憶があると主張した旨の記載があることから、任意加入した時期は 36 年 4 月ではないかもしれないと述べているが、申立期間当時の日記ではないことから、申立人が加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたことを推認するに足る関連資料及び周辺事情とは推認し難く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から57年4月まで

私は、昭和57年5月に名字の変更に伴う諸手続の際に国民年金の加入手続を行い、この時、過去の国民年金保険料が未納であると言われたため、自分か母親が、役場の窓口か金融機関の窓口で保険料を分割して納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍を見ると、昭和57年5月20日付けで申立人の名字が変更されており、一方、申立人の国民年金手帳を見ると、同日付けで国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人の主張どおり、同時に手続を行ったと言えるものの、当該手帳には申立期間に係る記載が無く、さかのぼって資格取得したことがうかがえない。

また、当時の自治体の国民年金被保険者名簿（紙台帳）を見ると、申立人の所持する国民年金手帳と同様、被保険者資格取得日は昭和57年5月20日となっている上、同名簿の納付記録欄は、昭和57年度から記載が始まり、57年4月の欄には納付不要を示す斜線が引かれていることから、申立期間は未加入期間と推測され、当該期間に係る過年度納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を分割納付したと述べているが、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の記憶はあいまいである。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したのはその母親であったかもしれないと述べているが、その母親は既に他界しており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記、預金通帳等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から49年3月まで

私は、母親から、私が20歳になった時に一緒に国民年金の加入手続きをして二人分の保険料を集金で納めていたと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接かかわっていない上、申立人の国民年金加入手続きを一緒にしたとする申立人の母親は、加入手続きの時期、加入手続きをした場所等についての記憶があいまいである。

また、申立人の母親は、申立人が20歳になったことを契機に、自分もそれまで国民年金保険料を納付していなかったことから、自分と申立人の加入手続きを一緒にして、二人分の保険料を納付していたと思うと述べているが、その母親の国民年金手帳記号番号は申立人が20歳に到達する前の昭和37年5月に、申立人の手帳記号番号は50年2月に払い出され、この二人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえないことから、二人同時に国民年金の加入手続きを行ったとは推認し難い。

さらに、申立人の国民年金加入手続きは、昭和50年2月に行われ、その被保険者資格は満20歳に到達した42年9月にさかのぼって付与されたと推測されるが、この時点では、申立期間の大半が特例納付によるほかは既に時効である上、保険料を納付したとする申立人の母親は、遡及納付^{そきゆう}した記憶は無く、集金人に納付したと述べていることから、集金人が取り扱うことのない特例納付をしたこともうかがえない。

加えて、当時、国民年保険料を集金していたとする納付組織の担当者からは、申立人からの要望により事情を聴取できない上、申立期間の保険料を納付して

いたことを示す関連資料（通帳、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 4 日から 42 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会を行ったところ、申立期間について加入していた記録が確認できないとの回答を得た。この間、A事業所で正社員として勤務し厚生年金保険の保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B営業所が営業先としていた複数の商店主の証言により、申立人は当該営業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間当時にA事業所本社で勤務していた複数の元従業員は、「B営業所には従業員が3、4人在籍していたが、本社とB営業所の交流はほとんど無かったので、所長については記憶にあるが、申立人や申立人が同僚として記憶しているC姓の男性がB営業所に在籍していたかどうかは分からない。」と証言している。

また、現在のA事業所の役員は、「申立期間当時の人事記録は無く、当時の会社の事情を知っている者がいないため、当時のことは分からない。」と証言している。

さらに、A事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間当時のB営業所の所長については、既に故人となっており、証言を得ることはできない。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険番号*番（昭和41年7月1日取得）から*番（昭和42年12月15日取得）までを確認したが、申立人及び申立人が同僚として

記憶しているC姓の男性は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に私の父の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

私の父はずっとトラックを運転し、A事業所で働いていたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する事業所名簿において、A事業所が、厚生年金保険の適用事業所であることを確認することはできない。

また、A事業所があったとしている所在地を管轄する法務局は、「A事業所は、法人としての登記は見当たりませんでした。」と回答している上、申立人の複数の親族は、「申立人は、申立期間中、自分でトラックを運転し、A事業所を経営していたと思う。従業員も何人かいたと思う。」と証言していることから、申立人は、個人事業主であったと考えられる。

さらに、申立人の親族はA事業所の当時の従業員についての記憶が無く、証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人の親族が、「B事業所において加入記録があるかもしれない。」としているところ、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで
私が A 事業所に代表取締役として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が最高等級から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されているが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、A 事業所は、平成 11 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 4 月 7 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A 事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「会社を閉鎖するときに、社会保険事務所の職員に来てもらったが、標準報酬月額の訂正処理についての話は聞いていないし、代表者印を押印した覚えもない。」としているが、「社会保険関係の届出はすべて社長である私が目を通して代表者印を押した。代表者印は社長室の金庫の中に入れ管理しており、私以外の者が代表者印を押印することはなかった。」とも述べている。

さらに、会社を閉鎖した平成 11 年 3 月 15 日以後は、会社に社員はいなかった。」と述べており、標準報酬月額の減額訂正処理が行われた平成 11 年 4 月 7 日時点で在籍していたのは申立人のみであったことがうかがわれる。

加えて、社会保険庁の記録より、申立人の特別支給の老齢厚生年金について、裁定が行われた平成 11 年 5 月 13 日に標準報酬月額の減額訂正に伴って在職者支給停止率が変更されたことが確認できる。

以上のことから、申立人は、A事業所代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

A事業所で代表取締役をしていた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、9万8,000円に引き下げられていることが分かったので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成14年2月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の16年6月9日付けで、12年5月から同年9月までの期間は59万円から9万8,000円に、同年10月から13年9月までの期間は62万円から9万8,000円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成16年当時、社会保険事務所の職員と相談し、滞納保険料を解消するために標準報酬月額をさかのぼって下げる話をした。」と述べていることから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 658

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、従前まで 38 万円だった標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられていた。
申立期間についても、月額 37 万 8,000 円程度の報酬を得ていたため、標準報酬月額を 38 万円に見直ししてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 13 年 7 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 9 月 14 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額の記録が 38 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の監査役であったことが確認できる。

また、申立人は、A事業所代表取締役の配偶者であり、社会保険の事務手続を担当していたと述べている。

さらに、申立人は、滞納保険料の対策として、社会保険事務所の職員と話をして、自らの標準報酬月額及び申立人の配偶者である代表取締役の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることとしたA事業所の被保険者報酬月額変更届に押印し社会保険事務所あてに郵送したと述べていることから、申立人は、当該社会保険事務について権限を有しており、自らの標準報酬月額の減額処理に同意し届出を行ったと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の監査役であり、また、社会保険事務を担当する責任者と

して、自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら、当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 10 日から 54 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、昭和 53 年 7 月に A 事業所を脱退後、B 事業所の代表取締役であった自分が当該事業所を厚生年金保険の適用事業所とする手続を行ったので、申立期間である 9 か月間が無保険であったことは考えられない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、B 事業所の代表取締役であったことが確認でき、継続して勤務していたことが認められる。

しかし、B 事業所の所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿によると、B 事業所は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間中、B 事業所で勤務していたと証言するすべての従業員は、国民年金の第 1 号被保険者の資格を取得し、国民年金保険料を納付済である上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ころから 32 年 10 月ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所の同僚及び社用車と一緒に撮った写真があり、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の提出した写真から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間の一部において、厚生年金保険の被保険者記録を有している同僚は、「私は、商品の最終仕上げの塗りを行っていたが、申立人は、商品の原木の節を削ったり、下地を塗る仕事であり、業務内容は異なっていた。」と証言している上、申立人は同じ業務についていた同僚を憶えておらず、勤務状況及び厚生年金保険の加入についての証言を得ることはできなかった。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主は既に死亡しており、当時の事務担当者とも連絡がとれないため聴取できないことから、当該期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、A事業所の後継事業所から、「A事業所の商号名のみ後継しており、A事業所における厚生年金保険料の控除を確認できる資料も既に処分しているため、申立期間当時のことは不明である。」との回答を得た。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 29 年 10 月 1 日取得）から最後の番号

である同番号*番（昭和 32 年 7 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 3 月 25 日から 37 年 5 月 16 日まで
②昭和 37 年 6 月 1 日から 38 年 6 月 21 日まで
③昭和 38 年 7 月 1 日から 41 年 2 月 11 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が手書きされているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和41年7月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 3 月 22 日から 46 年 12 月 30 日まで
②昭和 47 年 5 月 26 日から 48 年 6 月 26 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当初申立期間①についてのみ請求されており、昭和 48 年 11 月 28 日に支給されていることが確認できるとともに、当該請求書類に添付されている始末書には、申立期間②における事業所が最終事業所である旨の記載があり、その事実に伴い、申立期間②に係る脱退手当金が同年 12 月 19 日に支給されていることが脱退手当金裁定伺及び更正決定伺いから確認できるなど、一連の事務処理に不自然な点は無く、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないものと認める余地は無い。

また、申立人の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。